

I. 事実の概要¹

Xら5名は、共謀の上、8月25日午後11時50分頃から26日午前0時20分頃まで、P公園駐車場において、AとBに対し、その顔面、腹部等を手拳で殴る、またその胸部、腹部等を足蹴するなどの暴行を加えた。AとBともに外傷を負わなかったが、Aは高度の心臓疾患(極めて軽微な外因により、心臓死に至る恐れのある疾患)を持っており、上記暴行と相まって、心臓麻痺によって死亡した。

さらに、同日午前0時40分頃から午前3時45分頃まで、Xの住むマンションにおいて、Bの顔を木製の椅子で小突く、膝蹴りする等の激しい暴行を加え、これによりBに顔面打撲傷等の傷害を負わせた。

その後、隣人が物音に抗議しに来た際、らが対応している隙に、Bは上記マンション居室から靴下履きのまま逃走、Xらはすぐに追跡するもBを見失い、付近を探索するがそれ以上Bを追跡することはしなかった。

他方、BはXらに対し極度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約10分後、Xらの追跡を逃れるべく、上記マンションから約810m離れた高速道路に進入、上り車線を渡ろうとした際に、時速90kmで進行してきた自動車に衝突され、死亡した。

なお、本件事故現場へ立ち入るためには、草木の茂る急斜面を登り、同道路と側道との間の金網フェンス(高さ1.12m)を乗り越えた後、上り線や下り線とを分かつガードレール及び遮光ネットで構成された中央分離帯等の障害物を越えなければならない。またその頃の高速走行車の通行量は、5分間で、上り線、下り線とも37台であった。

II. 問題の所在

Xら5名は、AとBに対し暴行を加え、Aは暴行と相まって、心臓麻痺によって死亡している。また、BはXらの暴行後、Xらから逃走している最中、極度の恐怖感から高速道路に進入し、自動車に衝突され死亡した。XらはA、Bに対する死亡の結果についてまで責任を負うか。行為時の被害者の特殊事情と行為後の被害者の介在事情が因果関係の存否にどのような影響を与えるかと関連して問題となる。

III. 学説の状況

a 説：条件説²

条件関係があれば刑法上の因果関係を認めるという説。

b 説：相当因果関係説³

刑法上の因果関係を認めるためには、単に行為と結果との条件関係が認められるだけでは足りず、その条件関係の存在を前提として、結果に対する諸条件のうち、社会生活上の経験に照らして、その行為からその結果の生ずることが相当であると認められることが必要であるとする説。

b-1 説：主観説⁴

¹ 参考判例：昭和46年6月17日最高裁第一小法廷判決
平成15年7月16日最高裁第二小法廷決定

² 前田雅英『刑法総論講義〔第4版〕』（東京大学出版会,2006年）173頁以下参照。

³ 大谷實『刑法講義総論〔新版第3版〕』（成文堂,2009年）217頁。

⁴ 前田・前掲175頁参照。

行為者が認識・予見した事情及び認識・予見し得た事情を基礎に相当性を判断するとする説。

b-2 説：客観説⁵

行為当時存在したすべての事情及び行為後に生じた客観的に予見可能な事情を考慮するとする説。

b-3 説：折衷説⁶

行為の時点において、一般人に認識または予見することができたであろう一般的事情及び行為者が特に認識または予見していた事情を判断基礎とする説。

c 説：危険の現実化説⁷

行為者の実行行為に結果を帰属せしめ得るか否かは、(イ)実行行為の有する危険性(結果発生力)の大小(広義の相当性)、(ロ)介在事情の異常性(及び実行行為との結びつき)の大小(ハ)介在事情の結果への寄与の大小の三点を総合して判断する説。

IV. 判例

平成 4 年 12 月 17 日最高裁判所第一小法廷決定⁸

〈事実の概要〉

潜水指導者である被告人が、夜間潜水指導中に、特別の指示を与えるでもなく、受講生から不用意に離れ、同人らを見失い、指導補助者及び受講生の不適切な行動があったために、受講生 A を溺死させた事例。

〈判旨〉

「潜水指導者である被告人が、(中略)、受講生 A を溺死させたという事案の上告審において、被告人を見失った後の指導補助者及び A に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失った被告人の行為から誘発されたものであって、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げない」

学説の検討

1. まず、a 説(条件説)によれば、因果関係を客観的かつ一義的に確定することが出来る。しかし、条件関係さえあれば一般の経験では偶然と思えるような事情が介在した場合にも因果関係を認めることになり、処罰範囲が広くなりすぎる。よって、処罰の適正化という因果関係本来の趣旨に反するためこの説を採用することはできない。
2. それでは、b 説(相当因果関係説)はどうであろうか。
 - (1) b 説は、実行行為と構成要件的结果との間に因果経過の相当性が要求され、それによって因果関係が認められる範囲が限定されることから、妥当であるようにも思える。しかし、相当性の有無についてどの範囲の事情を基礎にして判断すべきかが不明瞭である。
 - (2) b-1 説(主観説)は、因果関係が認められる範囲が狭すぎるため妥当ではない。⁹

⁵ 山口厚『刑法総論〔第 2 版〕』(有斐閣,2007 年)58 頁参照。

⁶ 大谷・前掲 217 頁。

⁷ 前田・前掲 185 頁。

⁸ 最高裁判所刑事判例集 46 巻 9 号 683 頁。

(3) b-2 説(客観説)は、条件説と同じく因果関係を認める範囲があまりに広くなり妥当ではない。さらに、行為時存在した事情と行為後に発生した事情を区別して扱う合理性も存在しないから妥当ではない。

(4) b-3 説(折衷説)は、主観説と客観説の間において行為当時における一般人にとって認識可能な事実と行為者が認識した事実の両面を合わせて考慮しているので、妥当であるようにも思える。しかし、この説によると行為者の認識の有無が因果関係の存否に影響を与えることとなり妥当ではない。

よって、b 説も採用できない

3. 次に c 説(危険の現実化説)であるが、因果関係論を客観的な帰責の問題と考える以上は、行為者の主観を排除し、元に生じた結果を客観的な実行行為に帰責しうるかを客観的に考察すべきである。よって、検察側は c 説を採用する

V. 本問の検討

X ら 5 名は共謀の上、A、B らに P 駐車場で暴行を加え、A は心臓麻痺により死亡し、その後 X の住むマンションで引き続き B を暴行し、マンションを逃亡した B は高速道路にて車と衝突し、死亡した。X はいかなる罪責を負うか。

第 1. A に対する罪責

X の A に対する行為につき、傷害致死罪(205 条)が成立しないか。

1. X ら 5 名は、暴行の故意をもって、A に対し、腹部等を手拳で殴る、また胸部・腹部等を足蹴にするなどの不法な有形力を行使していることから、実行行為性がある。
2. そして、A は X らの暴行により死亡している。
3. (1) もっとも、A は高度の心臓疾患を有しており、暴行と相まって心臓麻痺で死亡していることから、A の死亡結果に因果関係が認められるか、行為時の被害者の特殊事情が存在した場合に因果関係が認められるか否かが問題となる。
(2) この点、検察側は c 説に立つことから、因果関係の判断は、以下上述の 3 点を総合考慮し、行為の危険性が結果へと現実化していれば因果関係を認める。

まず、極めて軽微な外因により、心臓死に至るおそれのあるような高度の心臓疾患をもっていることは異常性が大きいといえる。

また、一般人であれば、本件暴行では心臓麻痺を起す可能性が低いが、A は高度の心臓疾患を有していたため、本件暴行により、心臓麻痺で死亡している。そのため、介在事情の寄与度が高いと思える。

しかし、本件暴行は、夜の公園駐車場という人通りが少なく、第三者に助けを求めることが期待できない場所で行われている。そして、30 分にわたって 5 人という複数名で高度の心臓疾患を有している A を腹部・胸部を手拳で殴ったり、足蹴にしたりする行為は、危険性が高い行為であるといえる。

(3) かかる要素を考慮すると、X らによる行為は極めて危険性が高く、かかる行為の危険性が結果へと現実化したといえるため、X らの行為と A の致死結果の因果関係はあるといえる。

4. したがって、X の行為に傷害致死罪(205 条)の構成要件該当性が認められ、A に対する行為に傷害致死

⁹ 大谷・前掲 218 頁。

罪(205条)が成立し、Xはかかる罪責を負う。

第2. Bに対する罪責

1. XらはBに対してもAと同様にP公園駐車場において不法な有形力を行使しており、Xの行為に暴行罪(208条)の構成要件該当性が認められる。

2. また、Xら5人がXの住むマンションで、Bに激しい暴行を加えた行為につき傷害致死罪(205条)が成立しないか。

(1) 硬い木製の椅子や膝で生命維持に重要な顔面を殴る行為は、生理的機能を害するものといえ、Xに実行行為が認められる。

(2) そして、Bは死亡している。

(3) もっともBは自ら高速道路に進入していることから、Xらの暴行とBの死亡の間に因果関係が認められるか、行為後の被害者の介在事情が存在した場合、因果関係が認められるかが問題となる。

この点、XはBに対して公園の時から、さらにXの住むマンションにおいて3時間半という長時間にわたって激しい暴行を加えている。顔は頭部に近く、脳などがある生命の維持に関する非常に重要な部位であるから、木製の椅子などで殴り、顔に膝蹴りを加えることはそれ自体がBの死亡結果を発生させる危険性を有しているといえる。

もっとも、Bの高速道路への進入はそれ自体が極めて危険な行為であり、Bの死亡は暴行によるものではなく、自動車に轢かれたことによるものであるから、寄与度は大きい。

しかし、Bは、長時間にわたるXらからの激しい暴行によって極度の恐怖状態に陥っている。それにより、Bの高速道路への進入が誘発されたといえるから、必死に逃走を図る過程で、Bが高速道路に進入したことはとっさに選択したものと認められ、その行動が、Xらの暴行から逃れる方法として著しく不自然、不相当であったとはいえず、異常性が大きいものであったとまではいえない。

かかる要素を考慮すると、Xらによる行為は極めて危険性が高く、かかる行為の危険性が結果へと現実化したといえるため、Xらの行為とBの致死結果の因果関係はあるといえる。

(5) Xらは暴行を認識認容していることから、故意も認められる。

(6) したがって、XのBに対する行為につき傷害致死罪(205条)の構成要件該当性が認められる。

3. XのBに対する暴行罪(208条)と傷害致死罪(205条)は法益主体が同一であるため、吸収関係に立ち、暴行罪は傷害致死罪に吸収される。よって、XのBに対する行為につき傷害致死罪(205条)が成立し、Xはかかる罪責を負う。

Ⅶ. 結論

XはAに対する傷害致死罪(205条)、Bに対する傷害致死罪(205条)の罪責を負い、両者は併合罪(45条前段)の関係に立つ。

以上